

網走市宿泊税の概要

1 導入の経緯

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大を経て、海外観光客の回復・増加とともに、「持続可能な観光」への関心の高まり、団体旅行から個人旅行へのシフト、広域観光の重要性の増加など、旅行需要は多様化の様相を見せており、一方でデジタル化の遅れに象徴される生産性の低さや人材不足といった地域における観光産業の構造的課題が一層顕在化している状況にあります。

観光関連産業は裾野が広く、経済波及効果が高いことから、地域経済を活性化させるためにも観光振興を図ることは重要です。そのため、新たな観光財源を確保し、その財源を活用した事業の実施により来訪者の満足度と利便性を高め、さらなる観光サービスを提供していく好循環を生み出すことで、市内消費の拡大や関連産業など、多岐にわたって本市経済の活性化に寄与することが期待できます。

この様な観光を取り巻く環境の変化に対応し、厳しい財政状況にある中でも持続的な観光振興を推し進めるため、市では昨年9月に、学識経験者や宿泊・観光事業者などで構成する検討委員会を設置し、新たな観光財源の確保について3回にわたってご検討いただいた結果、宿泊税により新たな観光財源を確保することが適当である旨の答申を受けました。

2 宿泊税の使途

宿泊税によって確保した財源は、本市の観光振興と宿泊増強に寄与することを目的として、次に掲げる施策の新規及び拡充の予算に充てることとします。また、財源を活用した事業の内容と金額は、透明化を図るため毎年度公表します。

地域資源の磨き上げと魅力向上	食文化を活かしたコンテンツの充実
	コンテンツツーリズムの創出
	各種イベントを通じた誘客促進
持続可能な観光地づくり	閑散期の集客対策
	デジタルマーケティングと観光プロモーションの強化 (インバウンド等)
	観光DXの推進及び観光人材の育成・確保
	機動的な需要喚起に備えた財源の確保
受入環境の充実	二次交通の充実 (どこバスの充実、タクシー配車アプリの導入支援等)
	宿泊施設や公共施設等の受入環境整備支援 (キャッシュレス決済等)

3 制度の概要

項目	内容																							
税目名	宿泊税（法定外目的税）																							
課税標準	網走市内に所在する次の宿泊施設への宿泊数 （１）旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル、または簡易宿所 （２）住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅																							
納税義務者	上記宿泊施設への宿泊者																							
税率	定額制 宿泊者１人あたり１泊につき２００円 （参考） <table><tr><td></td><td colspan="3">宿泊料金</td></tr><tr><td></td><td>２万円未満</td><td>５万円未満</td><td>５万円以上</td></tr><tr><td>網走市</td><td colspan="3">２００円</td></tr><tr><td>北海道</td><td>１００円</td><td>２００円</td><td>５００円</td></tr><tr><td>計</td><td>３００円</td><td>４００円</td><td>７００円</td></tr></table>				宿泊料金				２万円未満	５万円未満	５万円以上	網走市	２００円			北海道	１００円	２００円	５００円	計	３００円	４００円	７００円	更なる観光振興に向け新たな事業展開を図るために一定の財源を確保する必要があります。 徴収を担う宿泊事業者にとって簡素でわかりやすい制度とします。
	宿泊料金																							
	２万円未満	５万円未満	５万円以上																					
網走市	２００円																							
北海道	１００円	２００円	５００円																					
計	３００円	４００円	７００円																					
非課税事項	北海道と同様に免税点については設定せず、課税免除については、公益性の観点から、学校教育法第１条に規定する学校（大学を除く）が主催する修学旅行その他学校行事に参加している幼児、児童、生徒、学生及び引率者、並びに保育所、認定こども園等が主催する行事に参加、引率する者を対象とします。																							
徴収方法	特別徴収 宿泊者は宿泊した施設に宿泊料と一緒に宿泊税を支払い、宿泊施設は宿泊者から支払われた税を一度お預かりし、納期限までに本市へ納めていただきます。																							
制度の見直し	社会情勢や本市の状況などを勘案した上で制度を適切に運用するため、条例の施行後概ね５年を目途に制度の見直しを行います。なお、制度の見直しが必要と認められる場合には状況に応じて、適宜見直しを行います。																							